

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市東区北丘珠4条4丁目3番12号  
 名 称 北清商事株式会社 代表取締役 大作 佳範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 令和 4年 6月20日  
 許可の有効年月日 令和 9年 6月19日

## 1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。）

## (1) 産業廃棄物の種類

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ア 燃え殻              | サ ゴムくず                                   |
| イ 汚泥               | シ 金属くず                                   |
| ウ 廃油               | ス ガラスくず、コンクリートくず(物織<br>織物繊維等を除く。)及び陶磁器くず |
| エ 廃酸               | セ 鉱さい                                    |
| オ 廃アルカリ            | ソ がれき類                                   |
| カ 廃プラスチック類         | タ 動物のふん尿(畜糞等を除く。)                        |
| キ 紙くず(農産物等を除く。)    | チ 動物の死体(畜産物等を除く。)                        |
| ク 木くず(農産物等を除く。)    | ツ ばいじん(法規定める量から超過し、集じん設備がれたものに限る。)       |
| ケ 繊維くず(農産物等を除く。)   |  |
| コ 動植物性残さ(農産物等を除く。) |  |

以上18種類は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。

## (2) 積替え又は保管の有無 あり

- ① 廃OA機器、廃家電品（上記(1)カ、シ、スに限る。）
- ② 廃タイヤ（上記(1)カ、シに限る。）
- ③ 廃乾電池（上記(1)イ、シに限る。）
- ④ 廃蛍光管（上記(1)シ、スに限る。）

以上4項目は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを含まない。また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含むものは③及び④に限る。

## 2 積替え又は保管に関する事項

場 所	面 積	保管上限	高 さ	産業廃棄物の種類
東区北丘珠4条4丁目 3番12号	2.10 m <sup>2</sup>	4.12 m <sup>3</sup>	—	上記1(2)① 廃OA機器、廃家電品
	1.00 m <sup>2</sup>	0.70 m <sup>3</sup>	—	上記1(2)② 廃タイヤ
	0.07 m <sup>2</sup>	0.04 m <sup>3</sup>	—	上記1(2)③ 廃乾電池
	1.50 m <sup>2</sup>	0.90 m <sup>3</sup>	—	上記1(2)④ 廃蛍光管

## 3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

(裏面)

平成 9年 6月 20日	新規許可
平成14年 6月 20日	更新許可
平成19年 6月 20日	更新許可
平成19年 7月 3日	変更許可 (廃OA機器、廃家電品、廃タイヤ、廃乾電池、廃蛍光灯の積替え保管の追加)
平成24年 6月 20日	更新許可
平成29年 6月 20日	更新許可
令和 4年 6月 20日	更新許可

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 なし

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの。
- ・ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの（業種限定なし）

○繊維くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。

○動植物性残さ

- ・ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不用物。

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。